

令和3年11月2日

富山大学生の皆さん

富山大学理事・副学長（国際担当）

学生の海外留学*について（通知）

新型コロナウイルスの影響を受け、学生の海外留学（この通知文における海外留学とは、学則第75条または大学院学則第34条で定める手続きを経て海外へ留学することをいう。以下同じ。）を制限していましたが、この度、下記の海外留学（①-④）に限り、学則第75条または大学院学則第34条に定める手続きを経たうえで、海外留学を可能とすることとしましたので、お知らせいたします。

なお、感染状況を踏まえ、今後、方針が変更となる可能性があります。

記

<対象となる海外留学>

- ① 学術交流協定を締結している大学への交換留学
- ② 学術交流協定を締結している大学へのダブル・ディグリー・プログラムによる海外留学
- ③ 「JASSO 海外留学支援制度奨学金」受給対象となっている海外留学
- ④ 「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」奨学金受給対象となっている海外留学
(③④に関しては、11月2日現在、9カ月以上の海外留学のみ受給対象です。)

下記条件を満たしていることを条件とします。

- ・外務省感染症危険情報レベル**が3以下であること。(注意：これまで通り、海外留学先の外務省危険情報レベル***は1以下でないと海外留学することができません。)
- ・別紙、「新型コロナウイルス感染症の影響下における海外留学についての誓約書」を提出すること。(注意：本誓約書の写しは、「留学許可願」とともに所属学部（または大学院）から国際部留学支援課に提出してください。)
- ・海外留学前に国際機構が実施する「渡航前危機管理オリエンテーション」を受講し、内容確認テストに合格していること。

*海外留学：海外渡航前に大学に「留学許可願」を提出し、許可を得るもの。

**外務省感染症危険情報レベル：外務省が、危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される海外安全情報

***外務省危険情報レベル：外務省が、中・長期的な観点からその国の治安情勢をはじめとした、政治社会情勢等を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安をお知らせするもの

以上

注意：上記条件を満たしていても、海外留学先国・地域からビザが発行されない場合は、海外留学できません。また、海外留学先大学が留学生の受入れをストップしている場合も海外留学できません。海外留学を予定している学生は、海外留学先国・地域及び海外留学先大学の情報収集に努めてください。